

マルクス「フランス三部作」を読む（上）

鶴 田 廣 巳

I はじめに

マルクスの「フランス三部作」、すなわち、「フランスにおける階級闘争」、「ルイ・ボナパルトのブリュメール18日」、「フランスにおける内乱」が、1848年の2月革命から第二帝制をへてパリ・コミューンにいたるフランスの経験を総括し、国家・官僚機構、財政危機、階級闘争の内的関連を巨細にわたって跡づけ、定式化したものであることは周知のところであろう。最近の国家論のルネサンスといわれる状況のもとで¹⁾、「共産党宣言」、「反デューリング論」、「家族、私有財産および国家の起源」といったマルクス・エンゲルスの諸著作とならんで、たえず「三部作」がとり上げられるのはそれなりの理由がある。

「フランスは、歴史上の階級闘争がつねにほかのどの国よりも徹底的に、決着までたたかいぬかれた国であり、したがってまた、つぎつぎと交替する政治的諸形態——階級闘争がそのなかでおこなわれ、また階級闘争の結果がそれに総括されていく、その政治的諸形態——が最も明確な輪郭をとってきた国である²⁾。」だからこそ、そこでは、ブルジョア国家の本質、資本と国家との関連、共同体の解体と官僚機構の肥大化、中間階層と官僚機構、財政危機と諸階級、プロレタリア独裁、財政民主主義と「安価な政府」などの諸問題が典型的な形で提起され、マルクスによって体系的に解明されることになった。ここで明らかにされた諸法則は、現代国家論を考察するうえで、歴史的諸条件や経済的発展段階の違いをこえて、第一級の重要性を有している。紙幅の関係から十分に論じえないが、

以下、論点にあわせてマルクスの指摘を検討してみることにしよう。

II 資本主義の発展と財政危機

「国債は国庫収入を後ろだてとするものであって、この国庫収入によって年々の利子などの支払がまかなわなければならぬのだから、近代的租税制度は国債制度の必然的な補足物になったのである。……最も必要な生活手段にたいする課税（したがってその賤貴）を回転軸とする近代的財政は、それ自体のうちに自動的累進の萌芽をはらんでいるのである。過重課税は偶然事件ではなく、むしろ原則なのである。」フランス資本主義もまた、この過程を典型的に示す。金融貴族への依存が国庫の赤字を呼び、間接税への依存を不可避的にする。すでに、フランス絶対主義の財政が「塩税、エード、入市税、煙草の専売制、其他間接税」³⁾によって支えられていた。この間接税はフランス大革命により廃止されたが、その後まもなく復活され、かくして、フランス人民は間接税を「ドアからほおりだしたかと思うと、それが窓からまたはいってくる、という結果」⁴⁾をくりかえすことになった。

「議会をつうじて支配し、立法していたブルジョアジーの分派にとっては、国家が負債に陥ることは、むしろ直接の利益になった。国庫の赤字、これこそまさに彼らの投機の本来の対象であって、彼らの致富の主源泉であった。……一般に国家信用の状態が不安定であったのと、國家の機密をにぎっているために、銀行家と、議会および王座にいる彼らの一味は、国債証券の相場に異常な、突然の変動をおこさせること

ができた。その結果は、いつもきまって大量の小資本家が破産し、大賭博師がまるでおとぎ話のようにすみやかに富むことであった。……そのうえ、このようにして国家の手を通じて流れでた巨額の金は、詐欺的な納品契約や賄賂や公金私消やあらゆる種類の詐欺行為の機会をあたえた⁶⁾。(傍点一マルクス)

ここには、財政危機をもたらす諸要因がみごとに整理されている。七月王制のもとでフランスを支配したものは、復古王制の大土地所有(「大土地貴族および市民」⁷⁾)に対し、「銀行家、取引所王、鉄道王、炭坑、鉄坑、森林の所有者、彼らと結ぶ一部の地主——いわゆる金融貴族」⁸⁾(傍点一マルクス)であった。もちろん、金融貴族の利害は復古王制のもとにあっても貫かれており、また大土地所有の利害も七月王制下で金融貴族のそれに融合するのであって⁹⁾、七月王制では「主導の転倒」が生じたにすぎない。総じて、この時期以後もフランスを支配するのはオート・バンクを中心とする金融貴族であり、レーニンによるフランス帝国主義の特徴づけである「高利貸的帝国主義」¹⁰⁾との規定もこの点にかかわるものであろう。それはともかく、金融貴族は高利率で公債発行=引受業務を独占し、あるいは国債操作による取引所投機を通じて公信用を支配する一方、賠償支出や鉄道投資、パリ都市計画事業(オスマン計画)¹¹⁾、運河・道路建設といった大公共事業¹²⁾、さらには、極東進出、スエズ運河開さく、チュニジア植民や惨たんたる失敗におわったメキシコ遠征¹³⁾を裏であやつって暴利をむさぼり、財政破綻に追い込んでいく。この場合に重要な役割を演じているのが、さきのマルクスの指摘からうかがえるように、資本の営業の秘密と行政の秘密との結合なのである。

ここにみられる財政危機は、もちろん今日の国家独占資本主義のもとにおけるそれとは段階的に異なるものだとはいえ、危機を導く諸要因の法則性は今日に通用するものだといえよう。そして、公債と経費に寄生しつつ、増税をよびこまざるをえないのは、資本主義国家財政の必

然的帰結なのである。この悪循環を断ち切るためにマルクスの提起する方策は次のようなものであった。つまり、「旧ブルジョア社会が国家にあて振り出した手形」について「国家の破産を宣告すること」¹⁴⁾(傍点一マルクス)である。その上で、一方では国家の支出を削減する。「すなわち、行政機構を簡単にし縮小し、なるべく少なく統治し、できるだけ役人をへらし、市民社会との関係にできるだけ立ち入らないこと」¹⁵⁾。他方では、「もっとも富んだ階級に臨時税をかけることにより、一時的ながらも当座の予算の均衡をはかること」¹⁶⁾である。

だが、こうした方策をブルジョア国家に期待しうるだろうか。マルクスの答は否である。「フランス国家をすっかり転覆してしまわなければ、フランスの国家財政の変革はおこなえない」¹⁷⁾。そして、1850年初頭におけるこのマルクスの思想がパリ・コミューンという壮大な実験のなかで再び練り上げられ、再定式されてゆく。「コミューンは、二つの最大の支出源——常備軍と官吏制度——を破壊することによって、ブルジョア諸革命のあの合言葉、安あがりの政府を実現した」¹⁸⁾。その内容についてはすでに他のところでも紹介されているので、そちらを参照していただければ幸いである¹⁹⁾。ここではただ、財政民主主義と安価な政府の実現の条件として、第一に官僚機構の破碎(普通選挙権にもとづくすべての公職の選挙制、即時解任制、労働者なりの賃金)、第二に銀行・産業の国有化、第三に地方自治を保障する財政制度、第四に社会制度に支えられた労働者・住民の発達保障(労働時間の短縮、公務への参加の機会の保障)が、まがりなりにも提起された点だけを確認しておくにとどめておこう。

III 租税国家と中間層・労働者階級

「いわゆる『租税国家』とは、かかる私有財産制と自由な商品生産の上に確立せられたブルジョア国家のことであり、自らは財産をもたず、生産せず、専ら私有財産所有者の獲得した余剰に依存し、租税をもって大部分の財政収入

を調達する国家のことである²⁰⁾。」だが、これは「近代的法治国家にともなう一つの擬制」²¹⁾にすぎない。「いまや公的強力と徵稅權をにぎって、官吏は、社会の機關でありながら、社会のうえに立っている²²⁾。」稅務官僚機構は私有財產權=営業の自由と自由競争という一般的な条件を法認することによって、資本の、またより強大な資本の私有財產權を擁護する一方で、間接税その他の大衆課税の強化によって労働者階級・住民に対しては階級的権力として登場する。そして、各種の租税の各階級間での負担転嫁の競争を組織する。この過程を、マルクスは「フランスにおける階級闘争」において極めて含蓄に富む指摘を行っている。

二月革命によって成立した臨時政府は、フランス銀行の銀行券に強制通用力をあたえることによって、「それが倒すはずであった当の銀行支配を、直接に強め拡大した」²³⁾。同時に、「軍隊、法廷、行政官庁は、そのままもとの高官の手に残し」²⁴⁾、旧王制からひきついだ債務の履行をうけおった以上、財政破綻は必至となる。そこで、新税の創設や旧税の復活、増税は避けられなくなる。45サンチームの付加税がそれである。マルクスは、次のように述べている。

「政府の新聞はパリのプロレタリアートにたいしては、この税はおもに大地主に、復古王制があたえた10億の所有者にかけられるのだ、と言ってだました。ところが實際には、これはだれよりもまず農民階級に、とは、つまりフランス人民の大多数者にかかったのである。彼らが二月革命の費用を支払わなければならなかつた。……フランスの農民にとっての共和制、これはこの瞬間以後45サンチーム税のことであつた。そして、彼らは、パリのプロレタリアートを、自分たちの負担でらくにやっている浪費者とみた」²⁵⁾と。ここでは、稅務官僚機構による新税を媒介にしての労働者階級と農民との分断が説かれている。

だが、同じ過程は同時に多数者が団結する傾向をも生み出さずにはいない。

フルドの大蔵大臣就任という金融貴族の公然

たる復活は旧税制をよみがえらせ、一旦廃止されたブドウ酒税をも復活させることになった。酒税の復活は農民を労働者階級のまわりに結集させる。なぜなら、「フランスの農民は、土地に設定された抵当権にたいする利子や、高利貸からの無抵当の借入金にたいする利子の形で、地代ばかりか、また産業利潤ばかりか、一言でいえば、全純益ばかりか、資金の一部をさえ資本家に譲渡し、こうしてアイルランドの小作人の水準におちぶれるにいたった。しかもすべてが私有財産所有者であるという口実のもとに。こうした過程は、フランスでは、たえず増大する租税の負担と裁判の費用によってはやめられた」²⁶⁾（傍点—マルクス）からである。農民の革命化、これを証明するものこそ、1850年1月と2月に集中的にとられた対策と法律、すなわち、スパイ制度の組織化や、学校教員取締法、市町村長取締法案、軍務服務命令、教育法などによる「地方諸県とその農民をふたたび秩序党的味方にとりもどそうとした必死の試みであった」²⁷⁾。

労働者階級と農民、小ブルジョアなどの中間階級との団結がすすむ度合いに応じて、「不生産的階級と租税の性格に一定の限度内で変化が起これり、他人の不払労働に対する支配権を保障するかぎりでの営業の自由に対して統制を加える緒口が成長してくる」²⁸⁾。もちろん、フランスのごとく膨大な官僚・軍事機構が社会を圧倒するばかりで、しかも農民が人口の圧倒的多数を占めるような国においては、この過程は一直線に進行するものではなかろう。「まさにいちばん赤い諸県で、農民人口は公式にボナパルト支持の投票をした」²⁹⁾からである。

フランスにおける小ブルジョア、農民といった中間層と官僚機構との関わりについてマルクスは示唆に富む指摘をしている。すなわち、「フランスのような、国民生産の量が国家の負債の額を比較にならぬほど下回り、国債が投機のもっとも重要な対象となり、そして取引所が、非生産的方法で利用される資本を投下する主要な市場となっている国、こうした国では、

すべてのブルジョア階級または半ブルジョア階級の無数の人間が、国債や取引所投機や金融に参加せざるをえない。こうした下っ派の参加者たちは、こうした利害を最大の規模で全体として代表している分派を、彼らの生來の支柱であり指揮者であると思わないだろうか?」³⁰⁾と。また、農民については、「分割地所有は仕事のない過剰人口を生み出す。この過剰人口は、農村でも都市でも口がみつかないので、一種の体裁のいい施しとしての国家の官職を追いもとめ、国家の官職の製造をそそのかす」³¹⁾という過程が「窮民化に対する農民の抵抗無能力を完成する」³²⁾対極と結びついていることが示されている。

(続)

〔注〕

- 1) 最近の国家論をめぐる動向については、さしあたり、田口富久治編『講座マルクス主義研究入門2』(政治学)，1974年、青木書店；田口富久治『マルクス主義国家論の新展開』1979年、青木書店；天野・片岡・長谷川・藤田・渡辺編『マルクス主義法学講座』(全8巻)、日本評論社；池上惇『国家独占資本主義論争』1977年、青木書店；池上惇『現代国家論』1980年、青木書店、などを参照のこと。
- 2) エンゲルス「第3版へのエンゲルスの序文」『ルイ・ボナバトルのブリュメール18日』(国民文庫)，14ページ。
- 3) マルクス『資本論』第1巻、全集23巻b、986～987ページ。
- 4) 島恭彦『近世租税思想史』1938年、有斐閣、358ページ。
- 5) マルクス『フランスにおける階級闘争』(国民文庫)，132ページ。
- 6) 同上、33～34ページ。
- 7) 中木康夫『フランス政治史』上巻、1975年、未來社、47ページ。
- 8) マルクス『フランスにおける階級闘争』、32ページ。

- 9) 同上、125～126ページ。
- 10) レーニン『帝国主義論』(国民文庫)，83ページ。
- 11) マルクス『フランスにおける内乱』(国民文庫)，92ページ、参照。
- 12) 中木康夫、前掲書、177ページ。
- 13) 同上、194ページ。
- 14) マルクス『フランスにおける階級闘争』51ページ。
- 15) 同上、126ページ。
- 16) 同上、127ページ。
- 17) 同上。
- 18) マルクス『フランスにおける内乱』、85ページ。
- 19) 島恭彦・池上惇編『財政民主主義の理論と思想』1979年、青木書店、序章、参照。
- 20) 島恭彦『財政学概論』1963年、岩波書店、85ページ。
- 21) 同上、86ページ。
- 22) エンゲルス『家族、私有財産および国家の起源』、全集、第21巻、170ページ。
- 23) マルクス『フランスにおける階級闘争』50ページ。
- 24) 同上、46ページ。
- 25) 同上、50～51ページ。
- 26) 同上、134～135ページ。
- 27) 同上、137ページ。
- 28) 池上惇「不生産的階級と生存競争の組織化」、『経済論叢』第110巻第5号、1972年11月、52ページ。
- 29) マルクス『ルイ・ボナバトルのブリュメール18日』、150ページ。
- 30) マルクス『フランスにおける階級闘争』、126ページ。
- 31) マルクス『ルイ・ボナバトルのブリュメール18日』、153ページ。
- 32) 同上。

(筆者 所員・大阪支部)